

盲特別養護老人ホーム 和合荘(ユニット型個室) 利用料金表目安/30日

負担割合証が2割の方は、別資料をご覧ください。

一般世帯の方（第4段階）

介護サービス費		共通加算 (①②③⑥⑦⑩)	介護職員 処遇改善加算	居住費	食費	合計		
要介護 1	18,750 円			+	1,530 円		59,100 円 (1,970円×30日)	41,400 円 (1,380円×30日)
要介護 2	20,730 円	1,683 円	122,463 円					
要介護 3	22,860 円	1,848 円	124,608 円					
要介護 4	24,840 円	2,024 円	126,914 円					
要介護 5	26,820 円	2,189 円	129,059 円					
			2,353 円			131,203 円		

市町村民税非課税世帯（第3段階）

～合計所得額と課税年金収入額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万超かつ、預貯金等の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

介護サービス費		共通加算 (①②③⑥⑦⑩)	介護職員 処遇改善加算	居住費	食費	合計		
要介護 1	18,750 円			+	1,530 円		39,300 円 (1,310円×30日)	19,500 円 (650円×30日)
要介護 2	20,730 円	1,683 円	80,763 円					
要介護 3	22,860 円	1,848 円	82,908 円					
要介護 4	24,840 円	2,024 円	85,214 円					
要介護 5	26,820 円	2,189 円	87,359 円					
			2,353 円			89,503 円		

市町村民税非課税世帯（第2段階）

～合計所得額と課税年金収入額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万以下かつ、預貯金等の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

介護サービス費		共通加算 (①②③⑥⑦⑩)	介護職員 処遇改善加算	居住費	食費	合計		
要介護 1	18,750 円			+	1,530 円		24,600 円 (820円×30日)	11,700 円 (390円×30日)
要介護 2	20,730 円	1,683 円	58,263 円					
要介護 3	22,860 円	1,848 円	60,408 円					
要介護 4	24,840 円	2,024 円	62,714 円					
要介護 5	26,820 円	2,189 円	64,859 円					
			2,353 円			67,003 円		

高齢福祉年金受給者、生活保護世帯（第1段階）

介護サービス費		共通加算 (①②③⑥⑦⑩)	介護職員 処遇改善加算	居住費	食費	合計		
要介護 1	18,750 円			+	1,530 円		24,600 円 (820円×30日)	9,000 円 (300円×30日)
要介護 2	20,730 円	1,683 円	55,563 円					
要介護 3	22,860 円	1,848 円	57,708 円					
要介護 4	24,840 円	2,024 円	60,014 円					
要介護 5	26,820 円	2,189 円	62,159 円					
			2,353 円			64,303 円		

※第1～第3段階の該当者は、減額申請することにより払い戻しを受け、上記の額となります。

※この表は料金の目安になります。事業所の体制や、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。目安以上の費用負担が生じる場合がございます。

※各内訳、加算額は以下の通り。

加算額（1日あたりの自己負担額:1割）				
加算名	対象	1日あたり	加算算定条件	
① 看護体制加算(Ⅰ)口	共通	4 円	常勤の看護師を1人以上配置している場合。	
② 看護体制加算(Ⅱ)口	共通	8 円	最低基準を1人以上を上回って看護職員を配置している場合。	
③ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	共通	18 円	夜勤時間(午後5時半から翌日の午前9時半の連続する16時間)の介護・看護職員の数が基準3人以上を上回っている場合。	
④ 初期加算	該当者	30 円	入居から30日以内の期間。30日以上入院の後の再入居も同様。	
⑤ 療養食加算	該当者	18 円	医師の指示により療養食を提供した場合。	
⑥ サービス提供体制加算(Ⅱ)	共通	6 円	看護、介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上である場合。	
⑦ 栄養マネジメント加算	共通	14 円	栄養ケア計画に基づいた栄養管理を行った場合。	
⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	共通	※1	介護サービス費の総合計(加算を含む)の8.3%	
⑨ 入院・外泊時費用	該当者	246 円	病院へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合。(月6日を限度)	

※ 入院・外泊時費用は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。入院・外泊時も、居住費は発生します。

1日あたり以外の加算額（自己負担額:1割）

加算名		対象	加算額	加算算定条件
⑩	口腔衛生管理体制加算	共通	月 30 円	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導を元に口腔ケア計画が作成されており、介護職員に対する助言・指導を月1回以上行っている場合。

※1

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定方法

算定式 → [(介護サービス費:1日あたり + 加算計 ①~⑦⑨⑩) × 加算率 0.083] ※小数点以下四捨五入

介護サービス費（自己負担額:1割）			
要介護度	1日あたり	日数	合計
要介護 1	625円	30日	18,750円
要介護 2	691円	30日	20,730円
要介護 3	762円	30日	22,860円
要介護 4	828円	30日	24,840円
要介護 5	894円	30日	26,820円

その他の費用			
①	金銭管理等サービス	1ヶ月	1,000円
②	入院中の居住費 (入院7日以降)	1日	320円
③	コピー代	1枚	10円
④	理美容代	—	実費
⑤	レクリエーション・クラブ活動費 (外出先での食事代・飲み物代など)	—	実費